

税務職員を装った不審な電話・ 「振り込め詐欺」にご注意ください

税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ、
振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただ
いた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

また、税務署や国税局では、

1. 還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。
2. 国税の納税のために金融機関の口座を指定して、振込みを求めることはありません。

のでご注意ください。

ご不審な点があるときは、所轄の税務署までお問い合わせください。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

www.nta.go.jp

国税庁

検 索

click!